

鳴門市教育振興計画策定支援業務仕様書

鳴門市教育委員会

1 業務名

鳴門市教育振興計画策定支援業務

2 業務の目的

現行の鳴門市教育振興計画策定から、今日までの間に生じた、社会情勢や教育環境をめぐる変化に適切に対応するとともに、本市の教育行政に関して新たに生じた課題に対応すべく、令和9年度を初年度とする、新たな「鳴門市教育振興計画」を策定する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

鳴門市

5 契約者

鳴門市長

6 担当課

鳴門市教育委員会 学校教育課

電話：088-685-1233

ファクシミリ：088-684-0633

メール：gakkokyoiku@city.naruto.i-tokushima.jp

7 業務内容

(1) 基礎データの整理

計画策定において検討すべき事項の整理、分析及び研究を行う。

ア 教育に関わる課題等

イ 教育に関わる国際的、国、県などの動向

ウ 各分野の教育に関わる法令などの改正や新たな法整備等

エ 教育振興基本計画の国・県の計画

オ 鳴門市総合計画及び本市が策定している各関連個別計画

カ その他教育に関して必要と思われる事項

(2) 現状分析及び課題抽出

ア 現行の鳴門市教育振興計画の施策の実施状況にかかる検証、現状分析および課題抽出

イ 現行計画策定時からの社会情勢、教育環境の変化にかかる調査分析

ウ 本市の児童・生徒を含む子どもの人口推移と将来人口の予測

エ 各学校長、幼稚園長からの意見の整理と計画への反映

(3) こども若者の意見聴取

こども基本法(令和4年法律第77号)第11条に基づき、計画の策定に際し、魅力ある教育のあり方を検討する上で、こどもや若者の意見を聴取するものとする。意見聴取の方法、場所、参加者選定等企画書を作成すること。

意見聴取の回数については、提案を行うこと。

(4) 計画書骨子案・計画書素案の策定支援

(1)～(3)の内容、すでに実施している保護者および教職員アンケート調査結果、国・県の上位計画、鳴門市総合計画、鳴門市教育振興計画等の内容を十分に踏まえた上での基本理念、基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案を行う。

ア 計画書骨子案・計画書素案の作成

イ 計画書骨子案・計画書素案の補正

ウ 計画書の原稿レイアウトの編集及び文章校正

(5) 鳴門市教育振興計画審議会の運営支援

ア 鳴門市教育振興計画審議会の開催(4回程度)に当たり、資料作成、必要な助言、議事録作成等の運営支援を行う。

イ 会議には、本業務の主担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。やむを得ない事情により主担当者が出席できない場合は、代理出席する者を指名し委託者に事前に連絡すること。

(6) パブリックコメントの支援

基本計画のパブリックコメント実施のために必要な資料及びデータの提供を行うとともに、その意見内容の整理・回答案の作成支援を行う。

(7) 計画書及び概要版等のデータ作成

確定した計画の計画書及び概要版のデータを作成する。作成にあたっては、一般市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトなどを工夫すること。

8 成果物の提出

ア 計画書全体版紙面及び紙面データ

・規格、部数:A4版 100P程度、250部

※ただし、ページ量はデータ入稿までに増減することがある。

・色:1色印刷

※ただし、表紙・巻頭・目次は、フルカラー、中表紙は色上質紙とする。(カラーユニバーサルデザインに配慮すること)

・用紙:表紙 マットコート135kg程度

用紙:本文 上質紙70kg程度

- ・製本:無線綴じ
- イ 概要版及び概要版データ
 - ・規格、部数:A4版、4頁、300部
 - ・色:フルカラー(カラーユニバーサルデザインに配慮すること)
 - ・用紙:表紙 マットコート110kg程度
- ウ (1)~(6)において作成した資料のデータ(MS-Word 又は MS-Excel で作成)

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等秘密事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。
- (4) 受託者は担当課から申し出があった場合、担当課に出向き調整等を行うものとする。
- (5) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者双方の協議のうえ決定するものとする。